

## 令和5年度国立公園利用の高付加価値化に向けた基本構想（やんばる国立公園）検討業務 の概要及び企画書作成事項

### I 仕様書（骨子）

#### 1 業務の目的

環境省では、2016年より「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、国立公園のブランド力を高め、上質なツーリズムを実現し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを目指し、国立公園満喫プロジェクトを推進してきた。

今般、インバウンドが急速に回復する中、観光立国推進基本計画も踏まえ、国立公園における滞在型・高付加価値観光を進めるため、国立公園満喫プロジェクトの垂直展開として、宿舎事業を中心とした利用拠点の面的魅力度向上に取り組むこととした。

2023年1月に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の魅力度向上検討会」を設置し、国立公園の利用の高付加価値化の考え方や目指す方向性を議論し、6月に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力度向上に向けた取組方針」（[https://www.env.go.jp/press/press\\_01807.html](https://www.env.go.jp/press/press_01807.html)）（以下、「取組方針」という。）を公表したところである。

取組方針においては、国立公園の利用の高付加価値化とは、①国立公園だからこそ守られてきた魅力的な自然を基盤として、その土地の生活・文化・歴史を踏まえた国立公園ならではの本物の価値に基づく感動や学びの体験を提供することで、利用者に自己の内面の変化を起こすことを目指すとともに、②サステナビリティやレスポンシビリティの観点で、保護と利用の好循環の実現を目指すこととしている。さらに、先端モデル事業として、複数の対象公園を選定して利用の高付加価値化に向けた基本構想（案）を地域とともに前例にとらわれず民間の知見を取り入れて検討した上で、実現可能性等の観点から先端モデル地域とする利用拠点を選定し、マスターplanを策定して国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力度向上に関する具体的な取組を実施することとしている。

本業務は、取組方針に基づき、環境省が選定する対象公園の利用の高付加価値化に向けた基本構想（案）を、地方自治体等と連携して検討するとともに、地域内外の幅広い業種の民間事業者等からの提案を公募して基本構想（案）に取り入れ、利用拠点における推進枠組みの検討等を行う。幅広い視点や立場からの提案を取り入れ当該公園の利用の高付加価値化に向けた方向性を地域で共有し、関係者との対話と合意形成、民間事業者を含む地域協働実施体制の構築、リーダー及びコーディネーター人材の確保等を進め、当該公園の利用拠点における先端モデル事業の実施に向けた基盤整備を行うことを目的としている。

#### 2 業務の骨子

やんばる国立公園において、以下の業務について、取組方針に基づき実施すること。

##### （1）基本構想（案）の検討

地方自治体等と連携して、対象公園における利用の高付加価値化に向けた基本構想（案）を検討する。

なお、基本構想（案）については、公園計画、管理運営計画、そのほか既存の計画との整合をとることも重要であり、将来的には必要に応じてこれらの計画に統合していくことも想定されることに留意する。また、必要に応じて利用の推進のために必要な計画や体制構築も重要である。

基本構想には、基本的には当該公園に関する以下の内容を含むものとするが、当該公園の状況に応じて検討すること。

- ・利用の高付加価値化に向けたビジョン
- ・取組方針第1章3.に示す事項に関する考え方
- ・当該公園における「利用のゾーニング」の設定や「インターパリテーション全体計画」その他必要な計画の策定に向けた作業
- ・磨き上げを行う利用拠点の特定と方向性
- ・国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設の方向性
- ・推進枠組みの方向性と具体的な体制整備のあり方

### （2）基本構想（案）への民間提案の取り入れ

地方自治体に加え、宿泊施設に関する開発事業者・運営事業者等、アクティビティ事業者、アウトドア関連事業者、ホテル旅館組合、商工会、交通事業者、観光協会、DMO/DMC、地方銀行等の金融機関、地域内外の幅広い業種の民間事業者・団体等、本事業への参画を希望する者から、基本構想（案）に対する提案を広く募集し、基本構想のとりまとめに民間提案を取り入れる。

基本的方向性から期待される事業まで基本構想の項目に応じて、より具体的で的確な提案を募るために、前提として提示すべき内容と提案を求める内容を整理した上で民間提案の実施方法を考案すること。提案内容を基本構想へ取り込む際には、前提となる基本的方向性に基づき、精査し反映する。

特に具体的な事業の提案に係る部分については、対話型を基本とするとともに、次年度以降の事業化段階での民間提案手法の構想及び本事業における提案者に次年度以降の取組への参画を促す仕組みについて合わせて検討する。

### （3）利用拠点における推進枠組みの検討

当該公園の利用拠点における推進体制を構築するため、全ての関係者が参画し意思決定を行う推進枠組みや、実施体制のあり方を検討する。関係者としては、都道府県、市町村、地域DMO/DMC、地域商社、観光協会、商工会、ホテル旅館組合、宿泊事業者、アクティビティ事業者、農林水産業に関する組合・団体、地域金融機関や資金調達に関わるメンバー、商店・飲食店その他関連事業者等が想定される。自治体については、国立公園関係部局（自然保護、観光等）に加え、都市計画・地域づくり等を担う企画・財政部局等の関与も望ましい。

また、利用拠点の高付加価値化全体の方向性を考えて取組を調整・牽引するリーダーや、企画・調整を行うコーディネーター、地域において取組を実施する人材や実行組織の確保

に向けた検討調整を行う。

#### (4) 業務打合せ

本業務に係る打合せ・進捗報告を月1回程度行うこととし、打合せ後は議事概要を作成すること。また、環境省担当官の指示に従い、本業務に必要な打合せ・会議に参画するとともに、利用拠点の選定に向けて必要な資料を作成すること。

#### (5) 報告書の作成

請負者は、本業務の結果を、業務履行期限の3週間程度前までに報告書原案としてとりまとめ、本省担当官の確認を受けた上で、業務履行期限までに最終成果物として提出する。報告書には基本構想（案）を含むこと。

### 3 業務履行期限

令和6年3月29日

### 4 成果物

- (1) 紙媒体：業務報告書 12部（A4版 両面150頁程度）
- (2) 電子媒体：「業務報告書の電子データ」を収納したDVD-R 2枚
- (3) 提出場所：環境省自然環境局国立公園課
- (4) 報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

### 5 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

#### (1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、基本構想を策定するために必要な要件を別紙様式Aに従い記述すること。

#### (2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

- ①業務の骨子に記述した基本構想（案）の検討について、具体的な実施内容と作成にあたり留意すべき事項を具体的に提案すること。
- ②業務の骨子に記述した基本構想（案）への民間提案の取り入れについて、民間提案の具体的な実施方法と募集にあたり留意すべき事項を具体的に提案すること。
- ③業務の骨子に記述した利用拠点における推進枠組みへの参画が期待される主体と体制構築のプロセスを具体的に提案すること。

#### (3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

#### (4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D－1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D－2に従い、記述すること。

#### (5) 業務実績

過去5年間における対話型の地域づくりに関する構想又はこれに類する構想・計画等の策定業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

#### (6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

#### (7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(別紙様式A)

### 業務に対する理解度

基本構想（案）を検討するために必要な要件をご提案ください。

(※) 本様式はA4版2枚以内とする。

## 業務の実施方法等の提案

### 1. 基本構想（案）の検討の実施内容

基本構想（案）の具体的な実施内容と作成にあたり留意すべき事項を提案してください。

### 2. 基本構想（案）への民間提案の取り入れの実施方法

民間提案の具体的な実施方法と募集にあたり留意すべき事項を提案してください。

### 3. 利用拠点における推進枠組みへの参画が期待される主体と構築プロセス

利用拠点における推進枠組みへの参画が期待される主体と体制構築のプロセスについて提案してください。

注 本様式は全項目合計でA4版8枚以内に記載すること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA4版1枚に記載すること。

## 業務実施体制（配置予定管理技術者）

管理技術者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数（うち本業務の類似業務の従事年数） 年（年）	
学歴 (卒業年次/学校種別/専攻)			
従事技術分野の経歴（直近の順に記入）			
1)	年月～年月	（年ヶ月）	
2)	年月～年月	（年ヶ月）	
3)	年月～年月	（年ヶ月）	
主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数：年月日現在件）			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格（技術士など）			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとすること。

(別紙様式D－2)

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）

注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び  
簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去5年間における対話型の地域づくりに関する構想又はこれに類する構想・計画等の  
策定業務の実績

業務名			
発注機関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
予定管理技術者の 従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②今まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無 :

認証の名称 : (認証期間 : ○年○月○日～○年○月○日 )

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けている認証の名称 :

(認証期間 : ○年○月○日～○年○月○日 )

現在の環境マネジメントシステムの名称 :

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無 :
認定等の名称 : (認定段階 : ) (計画期間 : ○年○月○日～○年○月○日 )

注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出したものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。

注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。